

離島対策支援事業を平成17年10月1日より開始

(環境省・経済産業省同時発表)

平成17年10月3日

(財)自動車リサイクル促進センター

財団法人 自動車リサイクル促進センター(理事長:平岡正勝)は、**平成17年10月1日**より、離島で発生する使用済自動車の海上輸送に係る費用の80%について資金出えんする離島対策支援事業()を開始した。

全国対象自治体144市町村のうち、開始元年となる本年度から本支援事業を活用したいと要請のあった**79市町村**が支援対象となる。

本支援事業は、上記市町村より提出された協力要請書に基づき取りまとめた平成17年度離島対策支援事業資金出えん計画(案)について、自動車リサイクル法(以下、「法」という)等の諸規定に基づき、9月に開催された離島対策等検討会、資金管理業務諮問委員会、及び理事会・評議員会において、それぞれ審議・承認され、最終的には主務大臣の承認を経て実施するもの。

今回承認された平成17年度離島対策支援事業の概要は以下の通り。

(1) 支援対象市町村	79 市町村
(2) 発生予定台数	57,249 台
(3) 総事業予定額 (A)	343,541 千円
(4) 出えん予定額 (A) × 出えん率	274,833 千円
(5) 予備費 (出えん予定額) × 5%	13,745 千円
(6) 支援事業総計 (4) + (5)	288,578 千円

尚、18年度は、既に17年度から事業を開始している79市町村に加え、新たに52市町村が本事業を活用する予定であり、概ね事業ニーズのある全自治体(保有台数構成比99.9%)が活用することとなる見込み。

以上

< 離島対策支援事業とは >

本事業は、離島地域において海上輸送費がかさむため、離島で発生する使用済自動車の本土への引渡しに支障が生じる場合が多いとの背景から、法第106条第3号の規定に基づき、使用済自動車の本土への運搬の際にかかる海上輸送費について、法第98条第1項の規定に基づく特定再資源化預託金等を原資として、市町村に対して資金の出えん等の支援を行うもの。

<ご参考>

○都道府県別要請状況の内訳

・都道県別内訳

都道県	市町村数	島数	保有台数	要請予定額
			(台)	(千円)
北海道	3	4	4,758	4,888
宮城県	1	4	261	372
東京都	9	11	21,587	36,817
新潟県	1	1	54,942	30,969
三重県	1	4	1,324	492
島根県	4	4	15,476	26,965
広島県	1	1	5,837	3,017
愛媛県	2	8	3,341	1,662
長崎県	13	35	93,126	35,762
鹿児島県	22	25	114,729	75,967
沖縄県	22	41	84,696	57,922
	79	138	400,077	274,833
保有台数構成比			92.9%	288,578

(予備費を含む合計)

(全対象市町村保有台数 430,731 台)

以上